

第1章 計画の概要

I 計画策定の経緯と目的

読書活動は、人生をより豊かに生きていく上で欠くことのできないものです。子どもたちは、本のページをめくりながら活字を追う中で、知らず知らずのうちに感性や想像力を磨き、豊かな表現力を身に付けていきます。また、本を読むことで、多くの言葉を学び、語彙が豊富になるなど、より一層充実した知的活動を行う能力を育むことにつながります。

一方で、今日の子どものを取り巻く生活環境は、少子化や核家族化に伴う地域社会のコミュニケーションの欠如に加え、テレビやインターネットやスマートフォンなどの新しいメディアの普及により急速に変化しています。さらには、乳幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの活字離れが指摘されています。

こうした状況の中、子どもたち自身が、より多くの本に親しみ、読書の習慣を身に付けられるよう、家庭・地域・学校・図書館・行政などが連携して子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

国は平成13年12月に子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、翌年「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、平成20年3月に第二次、平成25年5月に第三次、平成30年4月に第四次の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しています。

宮崎県においては、平成16年3月、県内の子どもの読書活動の施策を総合的に推進するために、「宮崎県子ども読書活動推進計画」を策定して取組を進め、更なる読書活動の推進を図るために、平成23年3月に第二次の計画を策定しています。さらに、平成30年8月には、宮崎県子ども読書活動推進計画をその内容に含む「宮崎県生涯読書活動推進計画」へと発展させています。

都城市においても、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や、県の「宮崎県生涯読書活動推進計画」をもとに、「都城市子ども読書活動推進計画」を令和6年3月に策定しました。この計画が全市的な取組として推進され、次の時代を担う子どもたちが、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な成長期に、「本を読むこと」を通して「知」を広めるとともに、豊かな「感性」や思いやりの「心」を育み、社会の一員として健やかに成長してくれることを目的として様々な取組を実施します。

II 計画の期間

「都城市子ども読書活動推進計画」の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。